

最新！人事労務トピックス

2026年9月号

アタックス・ヒューマン・コンサルティング

齋藤 安依

収録日：2026年08月17日

（資料作成日：2026年08月07日）



注意事項

当資料は**2026年8月7日の情報をもとに作成しております。**
ご覧になっている時点の情報と齟齬がある場合もありますので、
最新情報は改めてご確認ください。

確認のポイントや注意点については
ぜひお役立てください。

今回取り上げるのは…

最低賃金の引き上げ

最低賃金引き上げ

2026年度最低賃金引き上げ目安とは？

中央最低賃金審議会は、2026年7月28日に以下のように答申した。

域別最低賃金

Aランク
(東京、大阪、愛知など)

54円引き上げ

Bランク
(28道府県)

56円引き上げ

Cランク
(13県)

56円引き上げ

目安通りに改定された場合は、
全国加重平均額は**1,121円**から**1,176円**に上昇する

主要都府県の最低賃金審議会の答申

Aランク
(東京、大阪、愛知など)

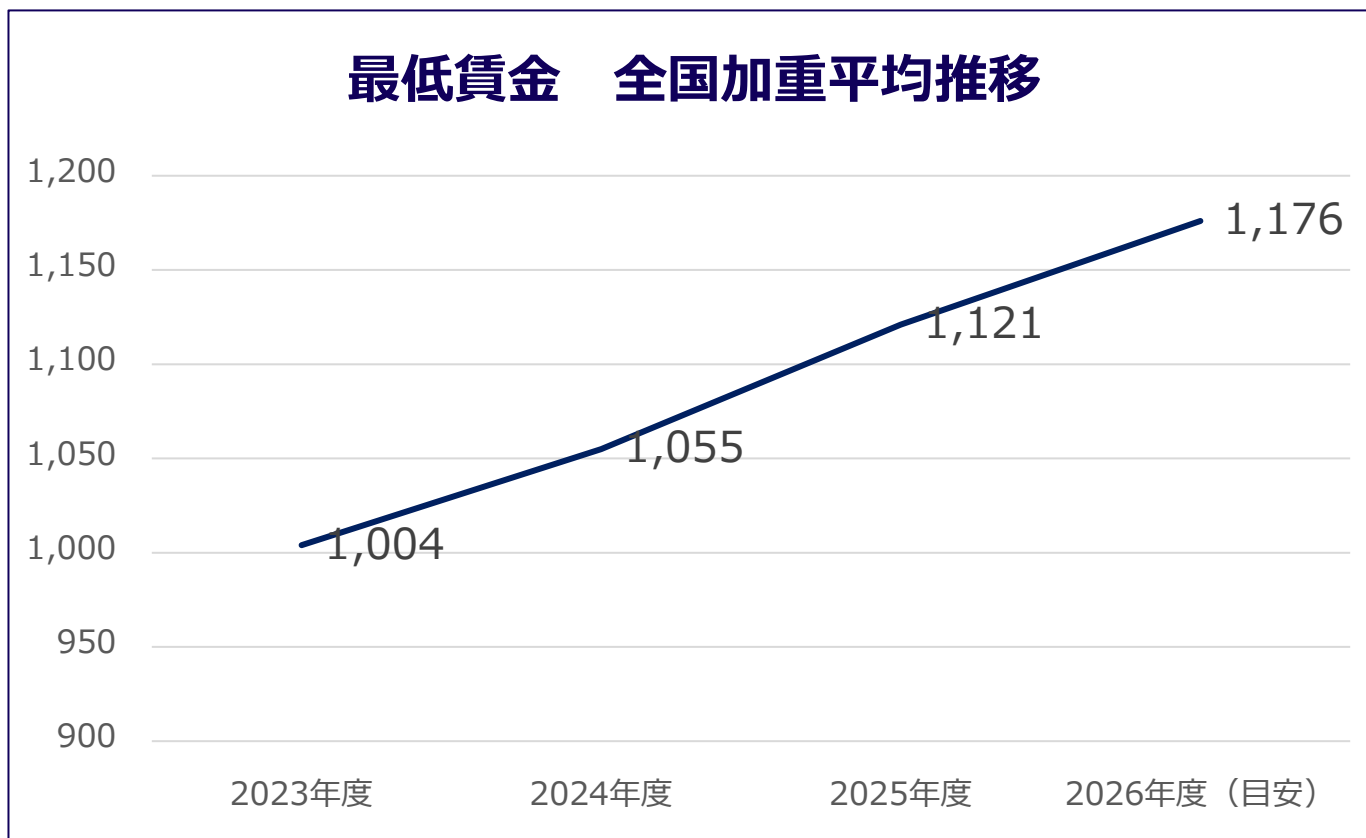
54円引上げ

都府県名	地方最低賃金審議会 答申内容
東京	1,226円 → 1,280円 (54円)
愛知	1,140円 → 1,195円 (55円)
大阪	1,177円 → 1,231円 (54円)

当資料作成日以降も最新情報が発表されている場合があります。
最新情報をご確認の上、ご対応ください。

最低賃金引き上げの推移

2030年最低賃金1,500円に向け、引上げが続いている



目次

1. 確認すべき点
2. 計算方法
3. 月給社員の最低賃金割れ
4. 追加対応：現物給与価額の計算方法の変更
5. ポイント
6. まとめ



- ① 最低賃金割れのチェック
- ② 社会保険随時改定の対象者を確認

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 $\geq$ 地域別最低賃金

例：9,000円 ÷ 8時間 = 1,125円
地域別最低賃金が1,176円の場合 ×

月給の場合

月給 ÷ 月平均所定労働時間 $\geq$ 地域別最低賃金

例：190,000円 ÷ 170時間 = 1,117円
地域別最低賃金が1,176円の場合 ×

含めるもの

- 基本給
- 役職手当
- 職務手当
- 資格手当
- 現物給与
- 毎月固定的に支払われる手当

含めないもの

- 通勤手当
- 家族手当
- 精皆勤手当
- 時間外手当、深夜割増、休日割増
- 賞与（ボーナス）
- 臨時に支払われる賃金

近年の最低賃金引き上げに伴い、パートやアルバイトだけでなく
月給社員も最低賃金割れの可能性がある水準になっている

前提条件

年間休日 : 110日 (所定労働日数 365日-110日 = 255日)
1日の所定労働時間 : 8時間
月平均所定労働時間 : 170時間 (8時間×255日÷12ヶ月)
地域別最低賃金 : 1,176円

基本給	190,000円
職務手当	10,000円
通勤手当	10,000円

対象賃金 : 基本給+職務手当
 $190,000円 + 10,000円 = 200,000円$
時給換算 : 対象賃金÷月平均所定労働時間
 $200,000円 \div 170時間 = 1,176円$

➡ **今年はOK※来年割れる可能性あり**

基本給	180,000円
職務手当	5,000円
通勤手当	0円

対象賃金 : 基本給+職務手当
 $180,000円 + 5,000円 = 185,000円$
時給換算 : 対象賃金÷月平均所定労働時間
 $185,000円 \div 170時間 = 1,088円$

➡ **最低賃金割れ**

不足額 : $1,176円 - 1,088円 = 88円$
 $88円 \times 170時間 = 14,960円$

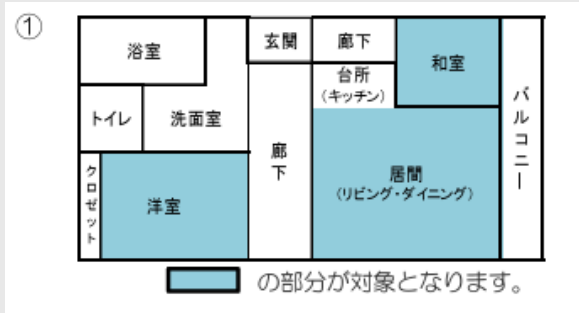
➡ **月額約15,000円不足**

追加対応：現物給与価額の計算方法の変更

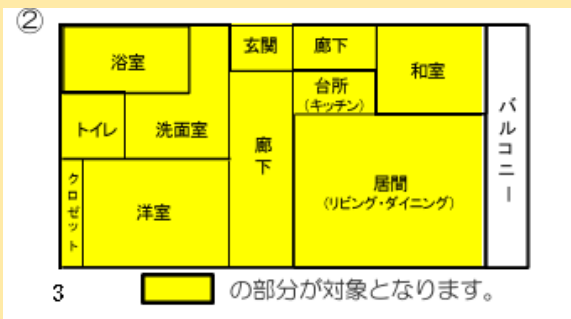
健康保険・厚生年金保険では、食事の提供や住宅の貸与など、金銭によらず供与される利益（現物給与）についても社会保険料の算定基礎に含まれる。

原則毎年4月に見直されるが、今年は10月1日に一部変更あり

価額の単位	1畳あたり (1.65平方メートル)
対象となる範囲	居住用の部屋 (玄関・トイレ・廊下 などは含まない)



価額の単位	1平方メートルあたり
対象となる範囲	住宅の総面積 (玄関・トイレ・廊下 なども含まれる)



※勤務地が位置する都道府県の価額で計算する。

※給与の締め日は考慮せず、月初から月末までの1ヵ月分として計算する。

**最低賃金の引き上げに伴う賃上げに合わせ、現物給与の価額変更も含めて、
社会保険の随時改定の届け出について確認をする必要がある**

ポイント

最低賃金の引き上げ額が決定したら・・・

- ・**最低賃金割れが起きていないかチェックする**

- ・パート、アルバイトだけでなく、月給社員も要注意

- ・**社会保険の随時改定対象者を確認する**

- ・現物給与の価額計算方法の変更にも要注意



これらのポイントを欠くと・・・

- ・**最低賃金法第40条により50万円以下の罰金**
- ・**労働基準監督署からの是正勧告の対象となる**
- ・**未払い賃金が発生する**
- ・**社会保険料の差額が遡及請求される**
- ・**社会的信用が失墜する**

2026年度の最低賃金引き上げは・・・

(当該資料作成日時点で) 全国加重平均額は1,121円から1,176円に上昇する

加えて・・・

社会保険における現物支給の価額計算方法の変更も10月1日から行われる



適切に進めるためには・・・

- ☑ パート・アルバイトだけでなく、正社員の最低賃金割れも注意
- ☑ 現物支給を新しい価額計算方法で算定
- ☑ 社会保険の標準報酬月額への影響を確認
- ☑ 速やかに社会保険の月額変更届を提出

参考文献・URL

厚生労働省 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74920.html

日本年金機構 令和8年4月から現物給与の価額が変更されます

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.files/2026.pdf>



アタックス・ヒューマン・コンサルティングでは、無料相談を受け付けています。
内容に関するご質問等は、コーポレートサイトよりいつでもお問い合わせください。

URL : <https://www.attax.co.jp/human/>